

政令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。  
航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中

一等航空士の資格試験

五万三千五百円

を

准定期運送用操縦士の資格試験

六万五千二百円

に改め、同表第二号中

航空

一等航空士の資格試験

五万三千五百円

機関士の資格試験

三万九千七百円

を

准定期運送用操縦士の資格試験  
航空機関士の資格試験

五万四千八百円

三万九千七百円

に改める。

附則

この政令は、航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

## 理由

航空法の一部を改正する法律の施行に伴い、准定期運送用操縦士の資格についての航空従事者技能証明を申請する者等が納付すべき手数料の額を定める必要があるからである。